

○忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針

平成27年5月

1 趣旨

国では、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法を制定しました。

また、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後5か年の目標や施策の方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合計画」を定めました。

本町におきましても、同法第10条第1項の規定に基づき、国及び大阪府が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しながら、忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定します。

2 策定内容

①忠岡町人口ビジョン

本町の人口の現状を分析し、人口問題に関する住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す長期的な人口ビジョンとして策定します。

②忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略

忠岡町人口ビジョンを踏まえ、また、国や大阪府の総合戦略を勘案し、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた総合戦略を策定します。

3 策定スケジュール 資料7

忠岡町人口ビジョン及び忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成27年度中に策定します。

4 対象期間

①忠岡町人口ビジョン

国の長期ビジョンや人口減少白書をベースに、2040年（平成52年）までの人口推計を行います。

②忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

5 検討項目

①忠岡町における安定した雇用を創出する

②忠岡町への新しい人の流れをつくる

③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

※その他必要に応じて、検討項目を加えるものとする。

6 策定体制

①忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（別紙）

忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進にあたり、住民、産業関係、学識者、金融機関、メディア等（産官学金労言）の関係者の意見を反映するため、忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議を設置します。

※忠岡町人口ビジョン素案、忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略素案を公表し、広く住民に意見を求めます（パブリックコメント）。

②忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部（別紙）

まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進にあたり、全庁的に取り組むため、町長を本部長とする忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部を設置します。

忠岡町人口ビジョン素案、忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略素案の作成に関する協議・調整を行います。

7 その他

①忠岡町人口ビジョンにおける将来展望に必要な調査として以下のアンケート調査を実施します。

○住民の結婚・出産・子育てに関する意識調査

○定住・移住に関する意識調査

○事業者の雇用に関する意識調査

②策定にあたっては、総合計画との整合性を図るものとします。

③忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、PDCAサイクルに基づき、実施した施策の効果を検証し、必要に応じて改訂します。

④この策定方針に定めるもののほか、策定に関し必要な事項は、別に定めます。